

## 令和5年琴浦町訓令第12号

### 琴浦町補聴器購入費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町補聴器購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付について琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付目的)

第2条 補助金は、聴力機能の低下により日常生活に支障がある者に対し、補聴器本体の購入費(以下「購入費」という。)の一部を補助することにより、仕事、社会参加及び地域活動を維持し、フレイルを予防することを目的とする。

#### (補助金の交付)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、補聴器本体を購入(以下「補助事業」という。)した次の各号の全ての要件に該当する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 町内に住所を有する40歳以上である者
  - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第238号)第15条第4項の規定による聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けていない者
  - (3) 両耳の聴力レベルが平均して40デシベル以上70デシベル未満であることが医師によって証明された者又は医師によって補聴器が必要と判断された者
- 2 補助金の額は、購入費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以下とし、3万円を上限とする。
- 3 補助金の交付は、申請者1人につき、1回限りとする。

#### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、琴浦町補聴器購入費補助金交付申請書(別記様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補聴器本体の購入に係る見積書その他これに準ずる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類  
(着手届及び完了届を要しない場合)

第5条 着手届は、規則第10条第1号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(補聴器の購入)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の日からできるだけ速やかに補聴器本体を購入するものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第16条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第16条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第16条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第16条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、補聴器本体の購入に係る領収書その他これに準ずる書類とする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が虚偽の申請により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、その者に対し交付を受けた金額の全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。